

知恵と力を出し合う活力あるまちづくり

上郡町環境保全条例の一部改正 平成10年4月1日から施行

3月定例議会で、「上郡町環境保全条例」の一部が改正されました。
改正された点は、「風俗営業等に関する規則」と「廃棄物の処理及び清掃に関する規則」で、以下がその概要です。

『青少年を有害ビデオ・図書から守ろう!!』

●「風俗営業等に関する規則」・「町民の責務」

《報告の義務》

町民（地権者）は、事業者から有害ビデオ、図書類の販売機設置についての相談があれば、事前に町長に報告しなければならない。

《申請の義務》

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類・玩具類の販売、展示、貸付け、興行等の行為をしようとする者（事業者）は、あらかじめ町長に申請し、事前協議を得なければならない。



これは、町内の有害ビデオ、図書類の自動販売機撤去運動の実例をきっかけとして、今後の設置を防ぐための防波堤的な役割を果たすことを目的に改正されたものですが、町民の理解と協力がなければ効果を得ることができません。

今後、啓発チラシ・ポスターを配布したり、各小学校区の青少年健全育成協議会と連携し、皆さんに広く理解していただけるよう啓発に努めますので、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

(担当課：教育委員会社会教育課 ☎2・2911)

『産業廃棄物処理業者は事前協議が必要』

●廃棄物の処理及び清掃に関する規則

《事前協議の義務》

産業廃棄物の処理施設を設置しようとする（事業者）は、町長に協議しなければならない。

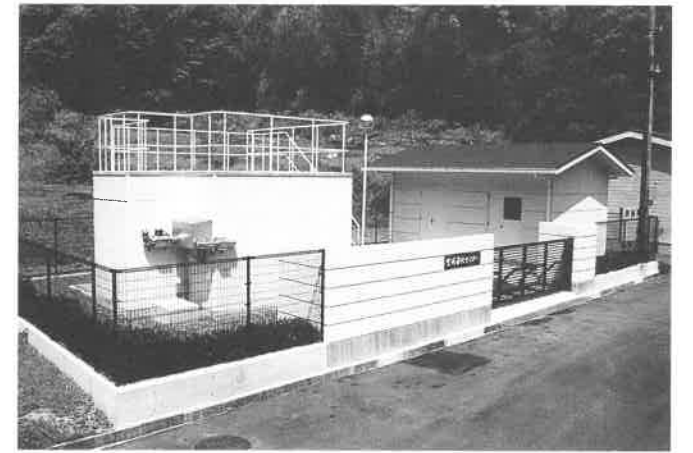
設置に対して、事前協議の義務を定めています。事業者より地元へ設置の打診があった場合には、すぐに役場までご連絡くださいますよう、ご協力をお願いします。
(担当課：住民課 ☎2・1115)

町政の窓

皆坂浄化センターが完成!! 町内で7ヶ所目

皆坂地区の小規模集合排水処理施設「皆坂浄化センター」が完成し、4月1日から使用が開始されました。

4月12日（日）には、役場・地元関係者及び県会議員、町会議員、業者ら約50人が出席し、完成を祝う式典が開かれました。



施設の規模

対象人口 105人
処理能力 21㎡/日
管路延長 1,010m

処理方式については、特殊な透水性の膜（1mmの1万分4）を100枚使用し、水中の固型物をろ過することによって、処理水質の高度安定化が図られています。

観光拠点に色どりを

上郡ピュアランド山の里 玄関口に公園を整備

「上郡ピュアランド山の里」の玄関口に当たる町道山野里船坂線、県道姫路上郡線、現在工事中の南部幹線道路が交差する一角に、ポケットパークの第1期工事が完了しました。
面積は約1600㎡。井の端遺跡公園をモチーフにした3基の築山の芝生広場とその中心にシンボルツリーとしてけやきが植えられています。周囲に桜、山もも、花みずきを配置し、駐車スペースと休憩施設としてあずまやが設けられています。

今年度完成となる第2期工事では、遊歩道として築山の周囲を石張り舗装するほか、パーゴラ、ベンチなどを整備していきます。
完成すると、地域の方々とドライバーの憩いの場にと期待されています。

